**別紙**

**下請企業の社会保険等未加入対策の取扱いについて**

**１　対策の内容**

　加須市と契約を締結する全ての建設工事において、社会保険等未加入企業を一次下請負人とすることを原則禁止します。

**２　社会保険等未加入企業の定義**

　次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。)をいいます。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第４８条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第２７条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第７条の規定による届出

**３　下請負人における社会保険等未加入企業の確認等**

発注者は、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。受注者は、下請企業の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などについて、[「適切な保険」の確認シート（国土交通省作成）](http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf)等を参考に加入状況を確認してください。

受注者から提出された施工体制台帳を発注者が確認し、一次下請企業が社会保険等に未加入であると確認された場合は、加須市建設工事標準請負契約約款第７条の３第１項の規定に違反することとなる旨を様式第１号により通知します。

　また、受注者は、社会保険等未加入企業を一次下請負人とする場合、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（様式第２号）を施工体制台帳と併せて提出してください。

　【一次下請企業が社会保険等未加入企業である場合】

 ①　発注者は、受注者から理由書の提出を受けたときは、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。

　②　発注者が、理由書によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類（様式第５号）を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式第３号により通知します。

　　　なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、加須市建設工事標準請負契約約款第７条の３第１項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

　③　発注者が、理由書によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由及び加須市建設工事標準請負契約約款第７条の３第１項の規定に違反することとなる旨を様式第４号により通知します。

**４　その他**

　下請企業の適切な保険加入範囲や、保険加入の適用除外などについては、以下の国土交通省のホームページ、相談ダイヤル及び資料を参考にして確認してください。

・国土交通省ホームページ　「建設業の社会保険未加入対策について」

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html>

・国土交通省[「建設業フォローアップ相談ダイヤル」](http://www.mlit.go.jp/common/001181621.pdf)

　　　　　　　０５７０－００４９７６

　　　　　　　受付時間 10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

・国土交通省 お知らせ[「社会保険労務士に相談しやすくなりました！」](http://www.mlit.go.jp/common/001182371.pdf)

　　　　　　 ４７都道府県社会保険労務士会が窓口となり、社会保険加入等に関する

　　　　　 　相談に応じています。

**５　適用日**

　　この取扱いは、平成３０年５月１日以降に指名通知又は告示を行う建設工事から適用します。（随意契約については契約した日から適用）

**一次下請企業の社会保険等加入状況の確認**

一次下請企業が未加入

【発注者⇒受注者】

・一次下請が社会保険等未加入業者である旨通知（様式第１号）※様式第２号が提出されていない場合

【受注者⇒発注者】

・施工体制台帳提出

・社会保険等未加入企業を一次下請企業とする場合は、特別の事情について具体的な理由を記載した書面（様式第２号）を併せて提出

一次下請企業が加入・適用除外

【発注者】

施工体制台帳により一次下請企業の加入状況を確認

**加須市建設工事標準請負契約約款第７条の３第１項の規定に違反**

**【発注者⇒契約主管課】社会保険等未加入の旨通知（様式第６号）**

【受注者⇒発注者】

保険加入を確認できる書類提出（様式第５号）

書類未提出

理由書未提出

【発注者⇒受注者】

指定期間内（３０日以内）に保険加入を確認できる書類を提出するよう通知（様式第３号）

特別の事情を有すると認めた場合

【発注者⇒受注者】

特別の事情を有しないと認めた旨通知（様式第４号）

特別の事情を有しないと認めた場合